

## 場内清掃要領

函館市水産物地方卸売市場内（以下「市場内」という。）の清潔保持等については、函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第83条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 1 清掃

市場内の清掃については、次の各号によるものとする。

- (1) 市場施設の清掃は、使用者が行わなければならない。
- (2) 廊下，通路，便所，湯沸し器，駐車場の共用部分の清掃は，使用者が共用で行わなければならない。
- (3) 前2号のほか，使用者は，常に使用場所の清掃および保健衛生に留意し，清潔を保持しなければならない。

### 2 ごみの処理

市場内のごみの処理については、次の各号によるものとする。

- (1) 使用者は，市場施設で排出されたごみを所定の場所に集積しなければならない。
- (2) 水分または，腐敗物を含むものは，ポリ袋等の容器に入れて処理しなければならない。
- (3) 集積場所は，常に整理するとともに，清潔を保持しなければならない。

### 附 則

- 1 この要領は，昭和61年4月1日から施行する。